

IV まちづくり の推進方策

第1章 まちづくりの推進方策

第1章 まちづくりの推進方策

1 まちづくりの推進の基本的な考え方

一関市都市計画マスタープランの全体構想、地区別構想で示した、目指すべき将来像を実現するためには、行政が積極的に取り組むことはもちろんのこと、住民の中の多様な主体が積極的に参画し、連携・協力しながら協働でまちづくりを進めていくことが重要となります。このため、計画の実現に向けた各具体的な取り組みなど、まちづくりを進めるうえでの考え方を示します。

なお、本計画において、市民は「個人、事業者、団体、行政等」を表し、住民は「個人、事業者、団体等」を表しています。

(1) 協働によるまちづくりの推進

目指すべき将来像の実現に向けて、市民が、それぞれの役割のもと、共に考え・共に選び・共に行動する「協働のまちづくり」を基本に、互いに連携・協力しながら進めていきます。

(2) まちづくりの推進体制の充実

まちづくりは、様々な行政分野にまたがることが多く、行政内部での計画や事業間の調整と連携を図りながら推進していきます。

また、都市計画マスタープランの実現には、各方針が個別、具体的な計画事業へどのように反映され、実現されるのかを明確にするとともに、その成果が将来都市像や基本目標の実現に対して効果的なものとなっているか検証しながら推進していきます。

(3) 効率的なまちづくりの推進

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2において定めることとされている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

都市づくりにおける最上位の計画として、適切に具体的な都市計画に反映させるとともに、今後、策定・改定する分野別関連計画の総合的な指針として活用を図ります。

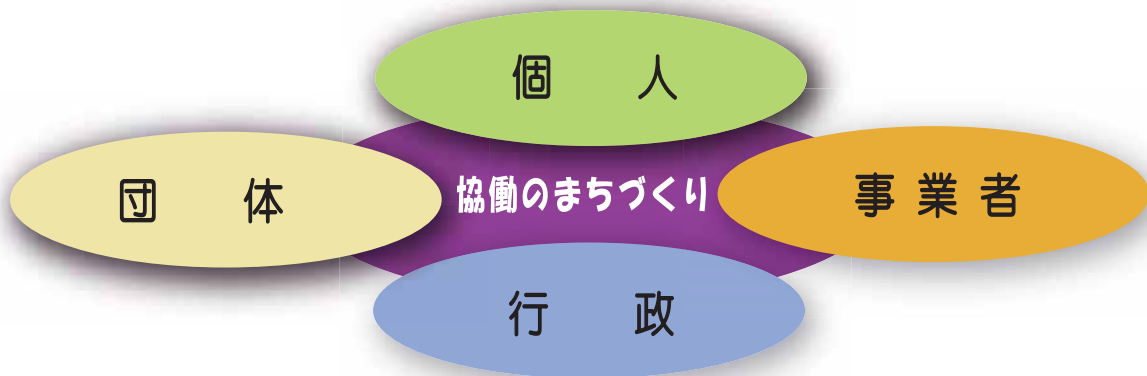
また、都市計画法に基づいた各種都市計画制度の活用をはじめ、**景観法**^{*}などに基づく法制度の活用、事業実施や住民主体のまちづくりに関する助成制度の活用など、各種施策に応じて適切な手法の活用を図っていきます。

2 協働によるまちづくりの推進

(1) 市民の連携

市民は、身近なまちづくりを推進する主体として、自分たちの地域は、自分たちで支えるという地域づくりの共通意識を持ち、住んでよかったと思える活力ある地域を構築していくことが求められています。

自らの住むまちの将来を考え、行政が発信する情報などをもとにまちづくりに関する理解を深めながら、自らできることに取り組むとともに、市民同士がそれぞれもっている特性を生かし、協力・連携を図り、景観づくりや身近な公園の管理など、まちづくりに向け、多様で主体的に取り組む「協働のまちづくり」を推進します。



(2) 協働によるまちづくりの推進方策

① まちづくりに対する意識の啓発と人材の育成・確保

協働のまちづくりを推進していくためには、市民同士がお互いの特性や考え方の違いを十分理解し、共に行動できる新しい関係を構築することが必要で、そのためには前向きな姿勢を持った人材を育成することが不可欠です。

市は、大学などの協力を得ながら、協働のまちづくりを担う人材の発掘・育成を進めていきます。また、まちづくりへの関心度を高めるため、まちづくり勉強会の開催なども検討していきます。

② まちづくりへの住民参加の促進

協働のまちづくりを推進していくためには、より多くの住民に広く参加を働きかけていくことが必要です。

市は、行政が取り組むまちづくりについては、計画段階から情報を提供しつつ、住民から自発的に参画することができる環境を整備し、積極的な住民参加を促します。特に、住民の多様な知識や技術等を適時に市政に反映する仕組みとして、あらかじめ各種分野における人材情報を登録する「まちづくりスタッフバンク制度」を引き続き開設し、協働のまちづくりを推進していきます。

また、公園や道路等の整備、建設においては、住民組織や事業者の参画を促進するとともに、管理や美化活動などへの住民の参画機会（※アダプト制度や指定管理者制度※の活用）を拡大していきます。

③ 情報の共有の推進と住民の意見が市政に反映されるまちづくり

協働のまちづくりの推進のためには、情報を共有しつつ、市民同士が話し合いを重ねることが必要です。

市は、まちの状況や情報の共有と相互理解を深めるため、市民同士が話し合う機会を創出しながら、まちづくりに関する様々な情報の提供と意見交換を行います。

情報公開条例の趣旨に沿って情報公開を推進するとともに、広報やホームページを通じて積極的な情報公開に努めます。

また、政策決定や事業計画の決定過程において、住民の意見が的確に市政に反映され、住民の皆さんとの合意を得ながらまちづくりを進めていくため、審議会やパブリックコメント（意見公募）などの制度を活用していきます。

④ 住民等の自主的なまちづくりへの支援

住民等が主体となったまちづくりについては、地区等を単位とした新たなルールづくり、また、それらに基づいたまちづくりの実践などが考えられます。

市は、住民等の主体的なまちづくりの活性化に向け、住民向けの総合窓口の充実に努めるとともに、まちづくり活動へのアドバイスや、計画づくりへの専門家等の派遣など、まちづくりの機運の高まりや取り組みのレベルなどに応じて支援を行います。

また、活動を実践している様々な団体等のネットワーク化と、これらの団体の情報を集約する活動拠点の整備を図るなど、協働の活動を実践している自治会等や各種団体が、目的に応じて連携することができる柔軟な体制を整備するとともに、協働パートナーの相互交流、情報交換の場としての役割を想定しながら、活動拠点の具体的な整備と運営手法について検討します。

3 まちづくりの推進体制の充実

(1) まちづくりの推進体制の充実

① 庁内推進体制の充実

都市計画マスタープランに即して総合的かつ効果的な都市づくりや地域のまちづくりを推進するためには、住民の取り組みに対する支援、また、分野別関連計画や事業間の調整を行い、整合を図りながらまちづくりを進めることのできる推進体制を整えることが必要です。

市は、庁内関係各課が連携し、実務的、横断的なまちづくりに取り組む推進体制の充実に努めるとともに、職員研修等の活用を図り、職員の意識改革や住民との協議を前提に仕事をする協働型職員の育成に努めていきます。

また、まちづくりに関する広域的な連携や調整を図るため、国や県、近隣市町など関係機関等と協議を行います。

② 都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランは、長期的（概ね20年）な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするという基本的な性格を持つ計画です。したがって、計画の進行管理にあたっては、都市計画マスタープランに即したまちづくりの実施状況を点検し、また、その効果を客観的に評価する仕組みづくりが必要です。

分野別関連計画や事業への反映、事業実施状況などの評価について、市全体の政策評価システムの中で都市計画マスタープランの点検・評価を総合的に行います。

③ 都市計画マスタープランの見直し

都市計画マスタープランは、概ね20年後を見通した長期的な視点に立つ都市計画の基本的な方針であることから、一定の継続性、安定性が要請されますが、時代背景や社会・経済情勢等の変化に適切に対応するため、計画の見直しも必要です。

総合計画などの上位計画の改定や、社会・経済情勢をはじめ、予定したプロジェクトやまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合、また、関連法が改正した場合などには、計画の部分的改訂等も視野に入れ、都市計画マスタープランの見直しを弾力的に行います。

④ 効率的な事業の推進

人口減少、地方経済や地方財政が厳しい現状において、今後のまちづくりは社会・経済情勢や財政状況の見通しを十分に考慮した上で行っていく必要があります。また、都市施設の整備などハード面の整備も必要ですが、今後は単にハード面の整備にとどまらず、それらのハードを生かすソフト面の対応も重要で、住民が、地域における良好な環境や地域の価値を将来にわたって適正に管理・維持、向上していくという考え方（エリア・マネジメント）が必要となっています。

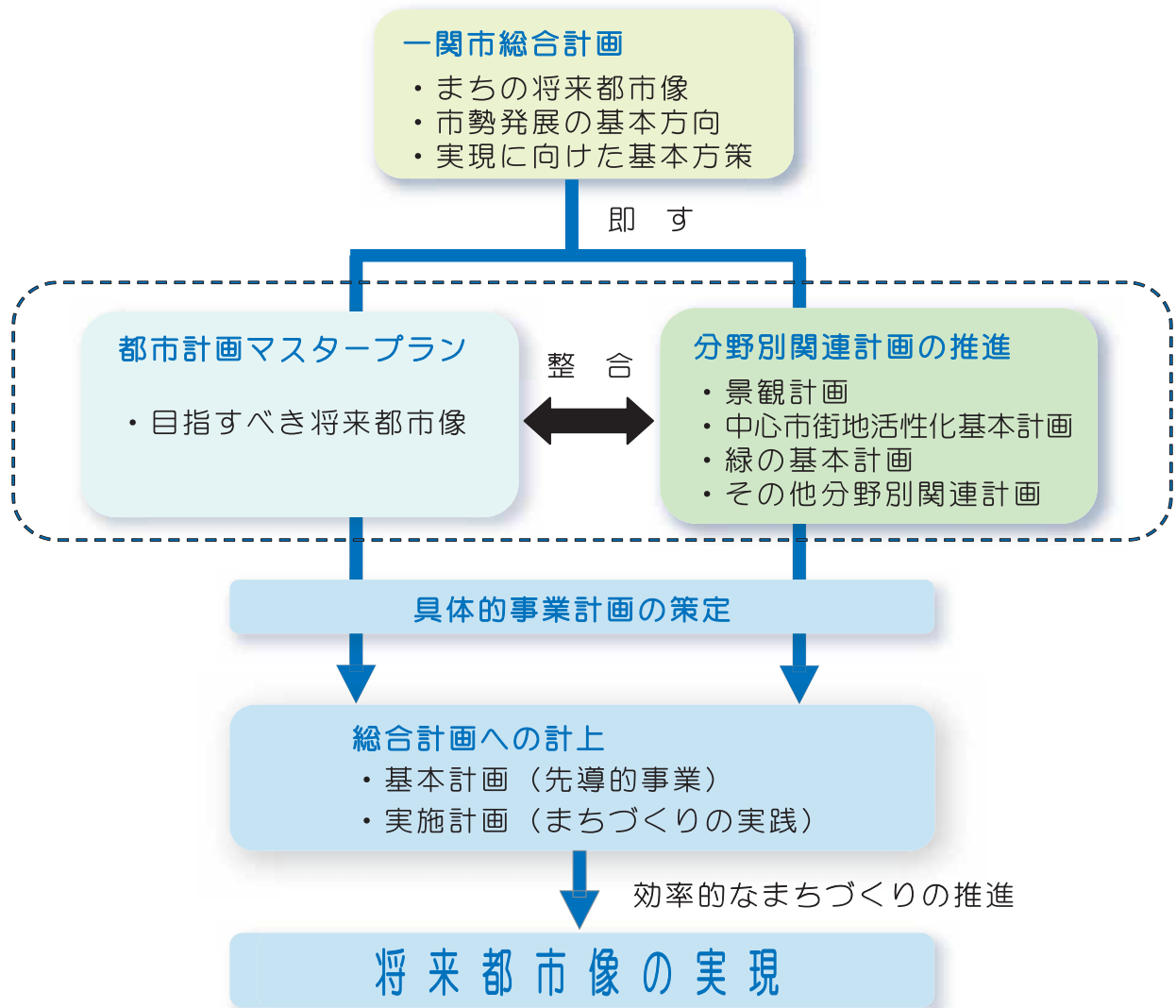
今後の事業を推進していくにあたっては、住民ニーズや事業の必要性など、また、財政面も考慮した効果的な整備手法を検討するとともに、費用対効果を十分に検証しつつ、真に重要で効果的な事業を推進していきます。

⑤ 国・県への要請

国・県道や河川整備など、事業主体が国・県の事業については、事業の早期着手、実現化を要請していきます。

4 効率的なまちづくりの推進

(1) まちづくりの流れ



(2) 都市計画制度の活用

① 土地利用の誘導等

都市計画区域の拡大・準都市計画区域指定の検討

都市計画区域外（特に国道バイパス等の沿道地区）では、無秩序な市街地の拡大や大規模集客施設の立地などによる環境悪化を防止するなど、適正な土地利用誘導等が必要であることから、関係住民の意向も踏まえつつ、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の指定について、関係機関との調整を図りながら検討します。

用途地域の見直し・特別用途地区の指定

用途地域については現在の指定範囲を基本としますが、用途地域と土地利用との不整合がみられる地区や大規模施設跡地の有効利用が望まれる地区、あるいは居住環境改善のために建て替えを誘導すべき地区などにおいては、土地の合理的・効率的な利用に向け、用途地域（容積率・建ぺい率）の適正な見直しを検討します。

また、それぞれの地区にふさわしいきめ細やかな用途制限を行うため、特別用途地区などの都市計画制度を活用するなど、適切な土地利用の規制・誘導を推進します。

白地地域の規制・特定用途制限の活用

用途地域外では、良好な環境の形成または保持のため、当該地区の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、白地地域の形態規制の指定や見直し、また、用途地域の指定について検討します。

特に将来の環境悪化が懸念される場合については、特定用途制限地域の指定を検討するなど、適切な土地利用の規制・誘導を推進します。

地区計画の指定

既成市街地や既存集落では、緑豊かな市街地環境の維持・形成や街並み形成に向け、住民の合意形成を図りながら、地区の特性を生かした地区計画の活用を促します。

また、新市街地については、健全な土地利用や居住環境の形成、都市基盤整備の誘導等に向け、地区計画の指定を検討します。

② 都市計画道路の計画決定、見直し

都市計画道路

都市計画道路については、社会・経済情勢の変化や交通需要等を見極めながら、将来を見据えつつ、都市計画道路が果たすべき役割や備えるべき機能の再点検を行い、骨格的な道路網や個別の路線・区間についての必要性を検証し、見直しを行っていきます。

(3) 分野別関連計画の策定

① 景観計画の策定

本市固有の景観を後世に伝えるため、景観計画を策定し、本市の特徴を生かした景観の保全・誘導に努めるとともに、個性的な景観を生かした魅力あるまちづくりを進めます。

② 中心市街地活性化基本計画の策定

中心市街地の活性化に向けて、まちづくり三法の改正が行われました。本市においても、中心市街地の活性化に向けた検討を行いつつ、中心市街地活性化基本計画の策定を検討していきます。

③ その他分野別関連計画の策定

上記以外の都市計画マスタープランに関連する計画の策定に際しては、本計画との整合を適切に図ります。

(4) その他諸制度の活用

良好な生活環境を保全し、調和の取れた土地利用と秩序ある都市計画を図るため、開発行為を行なうものに対して必要な基準を定めた「一関市開発許可の手引き」により、適切な指導及び支援を行います。

また、市街地整備の手法として、各地区の課題や方向性に適した各種助成制度などの積極的な活用を図ります。制度の活用においては、ハード面からソフト面まで複合的な活用が可能な交付金制度など、時代の変化に伴い再編や創設が行われている様々な整備手法の適用を検討し、最も効果的な制度を活用したまちづくりを進めます。

(5) 重点的なまちづくり

計画を推進するために、市は全体の財政状況を踏まえ、住民との合意形成や国や県、関係機関等との調整・連携を図りながら、計画的、段階的に事業等を着実に実施することを基本としますが、市全体及び地域のまちづくりにおいて、重点的に取り組む必要があると判断したものについては、より早期に計画の具体化を図り、実現に向けた取り組みを進めていきます。

① 「全体構想」に位置づけた拠点や交流軸を骨格としたまちづくり

本都市計画マスタープランの「全体構想」の将来都市構造図において位置づけた、拠点機能（広域拠点、副次拠点、地域拠点、観光交流拠点など）や交流の軸（南北軸、東西軸、環状軸、その他の連携軸など）は、各地域の生活、活動を支える重要な機能を持つとともに、一関市の都市の骨格を形成するものです。したがって、これら拠点機能と交流の軸については、計画の具体化を図り、目指すべき都市構造の構築を図ります。

② 「地区別構想」における地域特有の拠点やネットワークを生かすまちづくり

本都市計画マスタープランの「地域別構想」において位置づけた、地域特有の拠点、都市軸や幹線道路及びネットワークは、地域の活力を高め、地域生活を豊かにさせるだけでなく、その地域の個性を発揮し、地域文化を創造する重要な空間となるため、市民の積極的な参画を得ながら整備を推進します。

(6) 主な先導的事業

本マスタープランで掲げる都市の将来像の実現に向けては、国や県等の関係機関の諸施策を勘案しつつ都市の将来像の実現に向けた主な先導的事業として、総合計画等に位置づけられている事業のうち、ました。

■主な先導的事業

基本目標 事業主体		利便性・快適性・安全性に優れ、効率的で機能的なまちづくり	広域的な連携と交流が行われる
主に市が主体の事業	短期 (H18-H22)	用途地域、建ぺい率、容積率等の見直し 中心市街地活性化基本計画の策定 公共下水道の整備 ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進 公共施設の耐震化 準工業地域における特別用途地区の指定 木造住宅耐震診断事業	(都) 駅東前堀線の整備 一ノ関駅東口へのアクセス道路 (都) 石堂草井沢線の整備 都市計画道路の見直し
	中期 (H23-H27)	堤防改修に係る公共施設の再配置 山目川岸線・一関川岸線の整備 (仮称) 健康福祉センターの整備 一ノ関駅周辺整備 公共下水道の整備 市道中駒場線の整備 (都) 青葉町堺線(堺工区)の整備 (都) 中央町上袋線(境工区)の整備	一ノ関駅東西自由通路の整備 (都) 松川駅館下線(西前橋下市道真滝中央線、流通団地金沢
	長期 (H28-H37)	公共下水道の整備	一関中心部・気仙沼市間の交流道路の推進 南側環状ルートを検討
主に国・県が主体の事業		磐井川堤防改修の促進 一関遊水地事業の促進 (都) 山目駅前釣山線未整備区間の整備促進 千厩川の河川改修の促進 砂鉄川の河川改修の促進 ユニバーサルデザインに配慮したバリアフリー化の推進 公共施設の耐震化	国道4号の4車線化の整備促進 国道284号室根バイパスの整備 国道284号真滝バイパスの整備 国道284号清田地区道路改良事 国道342号巖美バイパスの整備 国道342号花泉バイパスの整備 国道343号大原バイパスの整備 主要地方道一関大東線生出・流良工事の促進 都市計画道路の見直し

※これらの先導的事業については、現時点での計画であり、財政制度の改正や行政改革実施プログラム中で、毎年度ローリングにより見直しを図っていきます。

つ、庁内関係各課との連携を図りながら事業を円滑に推進することが必要です。
 本マスタープランと関連性のある事業について、本マスタープランにおける基本目標の視点から整理し

まちづくり	産業が活性化し、賑わいと活力あふれるまちづくり	自然と調和した個性と魅力があふれるまちづくり
の整備	担い手の育成対策 一関東第2工業団地の整備 農畜産物のブランド化の推進	一関市景観計画・環境基本計画の策定 巖美地区の景観整備（景観形成重点地区） （仮称）花の駅（千厩清田地区）の整備 「平泉の文化遺産」の世界遺産登録の推進 真湯・祭時地区基本構想の策定 駒場交流公園の整備 地域交流センター（東山地区）の整備 地域おこし事業
流）の整備 線等の整備	担い手の育成対策 新工業団地の整備（滝沢地区）	田村町通り（中街）の街並み形成 景観形成重点地区の拡充 真湯・祭時地区基本構想の推進
を促進する	担い手の育成対策 新工業団地の整備（滝沢地区）	
促進 促進 業の促進 促進 促進 促進 矢地区道路改	広域農道「東磐井地区」の整備促進 一関東第2工業団地の整備	「平泉の文化遺産」の世界遺産登録の推進

などとの整合を図りながら実施していく予定ですが、事業の実施にあたっては、総合計画の実施計画の